

袋井市木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付要綱

平成17年4月1日

告示第22号

(趣旨)

第1条 市長は、耐震性の高い市街地を形成するため、木造住宅耐震補強助成事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、袋井市補助金等交付規則（平成17年袋井市規則第47号）及びこの告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅耐震補強助成事業 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅及び同日において工事中であった木造住宅（袋井市木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付事務取扱要領（平成17年袋井市訓令第31号）に規定する評点を満たすもので、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）又は市長が、気候、風土、気象条件及び立地条件等により危険であると認めた木造住宅の耐震補強工事を実施する事業をいう。
- (2) 木造住宅 木造軸組工法で居住のため継続して利用する建築物をいう。
- (3) 耐震補強工事 地震に対する安全性の向上を目的とした補強（増築及び模様替えを伴う改修を含む。）を行う工事をいう。

(補助の対象及び補助金の額)

第3条 補助の対象及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付申請書(様式第 1 号)に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該補助金の交付が適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(計画の変更等)

第 6 条 申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ木造住宅耐震補強助成事業計画変更承認申請書(様式第 3 号)に關係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 施工箇所及び施工方法の変更

(2) 交付申請額の変更

2 市長は、前項の申請書を受け付けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、木造住宅耐震補強助成事業計画変更承認通知書(様式第 4 号)により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに木造住宅耐震補強助成事業計画遅滞等報告書(様式第 5 号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告書を受け付けたときは、その内容を確認し、指示書(様式第 6 号)により申請者に指示するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第 7 条 申請者が、補助事業の廃止又は中止をしようとするときは、木造住宅耐震補強助成事業計画廃止(中止)届(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

(実績の報告)

第8条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、木造住宅耐震補強助成事業実績報告書(様式第8号)に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付確定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 申請者は、前条の通知書を受領した日から起算して10日以内に請求書を市長に提出しなければならない。

(書類の整理等)

第11条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

2 前項の帳簿及び領収書等関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の袋井市木造住宅耐震補強助成事業費補助

金交付要綱（平成14年袋井市告示第54号）又は浅羽町木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付要綱（平成14年浅羽町告示第51号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年4月28日告示第88号）

この告示は、公示の日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助の対象	補助額
対象建築物の所有者が行う当該事業に要する経費（工事費及び実施設計に要する費用に限る。）	次に掲げる額の合計額とする。 (1) 1棟ごとに、当該事業に要する経費と60万円（高齢者等が居住する住宅については80万円）とを比較して、いずれか少ない額 (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額 ただし、補助金の交付に当たっては、あらかじめ(2)の額を差し引いて、(1)の額を交付するものとする。

備考 借家については、入居者の同意を得た上、所有者が申請するものとする。

様式第1号(第4条関係)

木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 住所
氏名 印
電話()

袋井市木造住宅耐震補強助成事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 建築物等の概要

- (1) 地名地番 _____
- (2) 建設時期 _____ 年 _____ 月
- (3) 面積 1階 _____ m²、2階 _____ m² 合計 _____ m²
- (4) 補強計画

ア 補強前の耐震評点 X方向 _____ Y方向 _____

- (ア) 実施事業名等(該当するものを で囲む。)
 - a わが家の専門家診断事業 (_____ 年度実施)
 - b 既存建築物等耐震性向上事業 (_____ 年度実施)
 - c その他の耐震診断

(イ) 診断者 氏名 _____
 資格 静岡県耐震診断補強相談士 第 _____ 号
 受講講習会 _____
 ()建築士()登録 第 _____ 号
 建築士事務所名()建築士事務所
 ()知事登録 第 _____ 号

イ 補強後の耐震評点 X方向 _____ Y方向 _____

設計者 氏名 _____
 資格 静岡県耐震診断補強相談士 第 _____ 号
 受講講習会 _____
 ()建築士()登録 第 _____ 号
 建築士事務所名()建築士事務所
 ()知事登録 第 _____ 号

ウ 補助対象工事費 _____ 円

エ 交付申請額 _____ 円

2 世帯の状況 一般世帯、高齢者のみの世帯、障害がある方のいる世帯、その他()

市記入欄

建設時期	従前評点	補助対象工事費
診断事業	補強評点	補助金額

様式第3号(第6条関係)

木造住宅耐震補強助成事業計画変更承認申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 住所
氏名 印
電話

年 月 日付け袋井市指令防第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震補強助成事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

様式第5号(第6条関係)

木造住宅耐震補強助成事業計画遅滞等報告書

年 月 日

袋井市長

申請者 住所
氏名 印
電話

年 月 日付け袋井市指令防第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震補強助成事業の計画について、次のとおり事業の遅滞等が生じたので報告します。

1 遅滞等の内容

2 遅滞等の理由

様式第7号(第7条関係)

木造住宅耐震補強助成事業計画廃止(中止)届

年 月 日

袋井市長

申請者 住所
氏名 印
電話

年 月 日付け袋井市指令防第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震補強助成事業について、次により廃止(中止)したいので届け出ます。

廃止(中止)の理由

様式第8号(第8条関係)

木造住宅耐震補強助成事業実績報告書

年 月 日

袋井市長

申請者 住所
氏名 印
電話

年 月 日付け袋井市指令防第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震補強助成事業が次のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 完了年月日 年 月 日

2 添付書類

- (1) 工事契約書又は領収書の写し
- (2) 代表的な箇所の施工時及び完了時の写真

耐震性能の確認

本件の木造住宅耐震補強助成事業は、耐震補強計画に基づき工事が施工されており補強後の耐震評点を有することを証します。

住所
工事監理者 氏名 印
電話()

請求書

年 月 日

袋井市長

補助事業者 住所

氏名又は名称

印

年 月 日付け袋防第 号により交付確定通知を受けた木造住宅耐震補強助成事業費補助金を次のとおり請求します。

請求金額 円

振込先

金融機関名	_____ 支店名 _____
フリガナ 口座名義	
口座番号	普通・当座 _____